

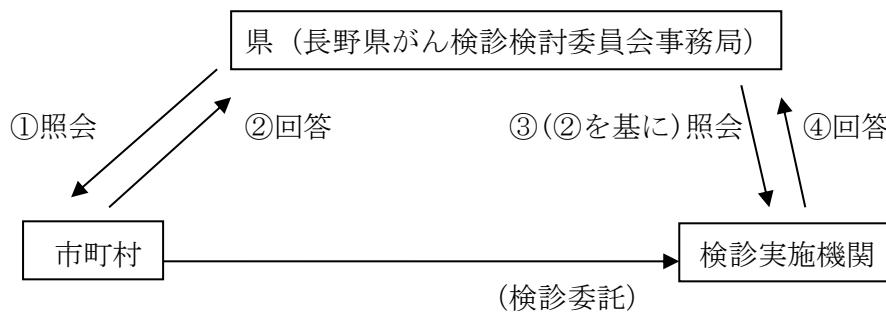
肺がん検診（エックス線検査）読影医師名簿の作成について

長野県健康福祉部疾病・感染症対策課

1 概要

健康診査管理指導等事業実施のための指針（厚生労働省健康局総務課長通知 健総発第0331012号、以下「指針」という。）では、都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会及びその下部組織であるがん部会を設置し、医師会、保健所、学識経験者等によって専門的な見地から精度管理についての検討を行うことが求められている。長野県では、長野県がん検診検討委員会がその任を担っている。指針には、肺がん部会の運営において、検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、名簿等の作成により読影医師の把握に努めるよう記載されている。

2 照会ルート



- ①県は市町村に対し、検診の委託先を照会する。
- ②市町村は、検診の委託先を県に回答する。
- ③県は、②的回答を基に、検診実施機関へ読影医名簿を照会する。
- ④検診実施機関は、県に読影医名簿を回答する。

スケジュール（予定）

R7.11	県→検診機関へ照会
R7.12	検診機関→県へ回答
R8.2	回答とりまとめ、 名簿作成

3 名簿の内容

■名簿に掲載する項目

氏名、生年、専門とする診療科目、呼吸器内科専門医の有無、呼吸器外科専門医の有無、放射線診断専門医の有無、所属医療機関名、郵便番号、所在地、電話番号

〔県内のX線肺がん検診の読影に従事している医師の属性等と年齢分布を調査し、実態を把握するため。〕

4 今後の検討課題

■適切な利活用方法

例) 各医師の年間読影件数の把握

肺がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）で求められている、検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」や「他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」等への参加の有無の把握 など

■名簿の更新頻度

例) 県担当者の引継ぎを考慮し3年に1回 など